

高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを目的として、「スマートウェルネス計画*」に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行います。

	要件等
事業の要件	<p>次の①から③のすべての要件を満たす必要があります。</p> <p>① 次の1)及び2)に掲げる要件を満たす住宅団地等（住宅団地や共同住宅）において、既存の建築物の改修若しくは増築、又は住宅団地等の敷地における新築により、併設施設*を整備するものであること。</p> <p>1) 100戸以上の住宅団地等であること。 （ただし、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的として整備費の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅（公営住宅や地域優良賃貸住宅等）については、100戸未満でも対象。）</p> <p>2) 地方公共団体と連携し、住宅団地等の管理者等により、スマートウェルネス計画が定められていること。</p> <p>② 整備される併設施設が次の1)及び2)に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>1) スマートウェルネス計画において位置付けられていること。</p> <p>2) 周辺地域の住民も利用可能であること。</p> <p>③ 事業に要する資金の調達が確実であること。</p> <p>※ 併設施設・・・高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設 等</p>
事業主体	民間事業者等（併設施設の整備者（建築主））
補助対象	「スマートウェルネス計画」に定められた併設施設の整備に係る費用
補助率・補助限度額	〔補助率〕 建設・買取・改修 1/3 〔補助限度額〕 1,000万円/施設

* 「スマートウェルネス計画」・・・住宅団地等の管理者等が、地方公共団体と連携し、以下の内容を定める。

イ) 住宅団地等及び周辺地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針

ロ) 高齢者等向けの住宅及び高齢者生活支援施設等の併設施設に関する事項

ハ) 見守り等の生活支援、多様な世代の交流等の活動に関する事項